

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和7年度市営住宅総合管理システム運用・保守業務		
発 注 課	都市局市街地整備部住宅課		
選 定 事 業 者	富士通Japan株式会社 北海道公共ビジネス部		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
■地方自治法施行令第167条の2第1項第（2）号 □地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号 【具体的事由】 当該業者は、平成9年度に市営住宅総合管理システム（以下、「市住システム」という。）を開発し、その後の運用・保守業務及び改修業務を受託しており、市住システム全体の詳細な仕様を熟知しているため。 また、仮に、他者が本件業務を受託した場合は、市住システムの詳細分析や動作確認などに期間を要し、障害発生時には復旧までに時間を要することが予想され、市営住宅管理業務に重大な支障をきたす恐れがあることから、当該業者に特定することが適当である。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和7年3月3日		